

○事業者の方へ

はい作業主任者技能講習受講にあたり、労働安全衛生法で定められている下記条件を満たしている場合に受講できます

【受講資格】

- ・満18歳以上ではい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者

はい作業主任者技能講習受講資格証明書

受講者氏名

● 実務経験年数

年 月 日 ~ 年 月 日
(年 ヶ月)

上記の通り修了したことを証明します。

年 月 日

事業所名： 社印

住 所 :

責任者名：印

（注意） 記載事項に虚偽の申請がある場合には、技能講習修了証が取り消されることがあります。